

中古住宅の流通促進・活用に関する研究会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「中古住宅の流通促進・活用に関する研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 研究会は、中古住宅の流通促進・活用のため、中古住宅の適切な評価の普及等に向けた方策等の検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第 3 条 研究会の委員は、学識経験のある者のうちから、住宅局長が任命する。

(会議)

第 4 条 研究会には座長を置き、研究会に属する委員のうちから、住宅局長が指名する。

2 座長は、議長として研究会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

4 研究会の議事は、公開とする。ただし、座長が認めるときは、非公開とすることができる。

5 研究会の議事内容については、委員の確認を得たのち、国土交通省のホームページにおいて公開する。

6 研究会の資料については、座長に確認の上、公開とする。ただし、座長が認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 5 条 研究会の事務局は、国土交通省住宅局住宅政策課、住宅生産課及び土地・建設産業局不動産課に置く。

(雑則)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。